

令和 8 年第 1 回
久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和 8 年 2 月 1 8 日

令和8年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和8年2月18日(水)
- 2 招集場所 久留米広域消防本部 4階 屋内訓練室
(久留米市東櫛原町999番地1)

3 出席議員 (16名)

1番	石井 秀夫 君
2番	そうだ耕一郎君
3番	田住 和也 君
4番	塚本 弘道 君
5番	後藤 敬介 君
6番	藤林 詠子 君
7番	佐藤 晶二 君
8番	永島 守 君
9番	平木 一朗 君
10番	井上 勝彦 君
11番	新原 善信 君
12番	大場 美紀 君
13番	江藤 芳光 君
14番	組坂 公明 君
16番	野瀬 繁隆 君
18番	益田 隆一 君

4 欠席議員 (2名)

15番	高橋 直也 君
17番	古賀 知文 君

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

組合長	原口 新五 君
副組合長	江藤 義行 君
副組合長	加地 良光 君
副組合長	権藤 英樹 君
副組合長	中山 哲志 君
副組合長	広松 栄治 君
会計管理者	高口 博志 君

【事務局】

事務局理事	豊福由紀子 君
事務局長(兼)事務局次長	久次美和子 君
総務主査	佐藤 昌和 君

【消防本部】

消防長	黒岩 竹直 君
消防次長	長谷 義 君
久留米消防署長	仲 賢一郎 君
三井消防署長	出利葉 操 君
浮羽消防署長	佐藤 勝徳 君
三瀨消防署長	北川 英二 君
大川消防署長	廣松 震 君
総務担当次長(兼)総務課長	青井 浩 君
人事研修課長	橋本 秀一 君
予防課長	丸山 晋作 君
救急防災課長	村田 康裕 君
救急防災課救急主幹	権藤 明夫 君
情報指令課長	上野 卓慈 君

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 1 号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定の専決処分について

日程第 4 第 2 号議案 令和 7 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 第 3 号議案 久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 4 号議案 久留米広域市町村圏事務組合の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第 7 第 5 号議案 久留米広域市町村圏事務組合行政手続条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 6 号議案 久留米広域市町村圏事務組合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 9 第 7 号議案 久留米広域市町村圏事務組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 第 8 号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員等旅費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 第 9 号議案 久留米広域市町村圏事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 第 10 号議案 久留米広域市町村圏事務組合特別会計設置条例を廃止する条例
- 日程第 13 第 11 号議案 久留米広域市町村圏事務組合事務局設置条例を廃止する条例
- 日程第 14 第 12 号議案 令和 8 年度久留米広域消防組合一般会計予算
- 日程第 15 第 13 号議案 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第 16 第 14 号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

◎ 開 会

○議長（石井秀夫君） みなさん、こんにちは。議長の石井でございます。

初めに、高橋直也議員及び古賀知文議員から、欠席の届け出が提出されておりますので、ご報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、只今から、令和 8 年第 1 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石井秀夫君） まず、日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

3 番、田住和也議員、8 番、永島守議員を指名いたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（石井秀夫君） 次に、日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日一日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日間と決定いたしました。

◎ 日程第 3 第 1 号議案

○議長（石井秀夫君） 次に、日程第 3、第 1 号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君） 皆様、こんにちは。

本日は、令和 8 年度第 1 回組合定例会を招集いたしましたところ、大変ご多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

まず、提案理由の説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思いますが、私事になりますが、先般の久留米市長選挙において再選をさせていただきました。

また、引き続き本組合の組合長として、組合行政を担わせていただくこととなりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、ご出席の副組合長の皆様方とともに、組合運営について全力で取り組んでまいりたいと思っております。また、石井議長はじめ議員の皆様方におかれま

しては、今後一層のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、昨年12月に各構成市町の議会において議決されました組合規約の変更につきましては、本年1月6日付で県知事から許可をいただきました。あらためまして議会各位のご理解とご協力に心から感謝を申し上げます。

いよいよ4月から「久留米広域消防組合」として再スタートいたします。共同処理をする事務を消防事務に特化し、さらなる消防力の充実強化に努め、市民サービスの向上を図ってまいりたいと思っております。

それでは、第1号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分について」の提案理由を申し上げたいと思います。

本件は、令和7年の人事院勧告を踏まえた職員給与の改定を行うにあたり、急を要しましたので専決処分させていただきました。

ここに報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、簡単ですが提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第1号議案を、承認することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、承認されました。

◎ 日程第4 第2号議案

○議長（石井秀夫君）次に、日程第4、第2号議案「令和7年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第2号議案「令和7年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）について」提案理由をご説明申し上げます。

本件は、消防本部の内線電話網の更新について、指令センターシステム更新事業と併せて整備をすることにより、緊急防災・減災事業債の活用が必要となったため、今年度の起債協議に本事業を追加し、予算増額の補正を行うとともに、年度内の履行完了が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第2号議案を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 第3号議案

○議長（石井秀夫君）次に、日程第5、第3号議案「久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第3号議案「久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」提案理由をご説明申し上げます。

本件は、林野火災の予防に関する事項を定めるとともに、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、規定の整備を行うために、条例の一部を改正しようとするものでございます。

何卒、ご理解のうえ、ご賛同を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（藤林詠子議員が手を挙げる）

○議長（石井秀夫君）6番、藤林議員。

○6番（藤林詠子君）林野火災の予防に関して、お尋ねいたします。

林野火災、全国的にニュース等でも報道されておりました。今回こういう注意報の発令をされるということで、その効果はどのように見込んでいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○予防課長（丸山晋作君）議長。

○議長（石井秀夫君）丸山予防課長。

○予防課長（丸山晋作君）予防課長の丸山でございます。

藤林議員の質問にお答えします。今回の条例改正は、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、林野火災が多い1月から5月までの期間において、一定の気象条件に達した場合に林野火災注意報や林野火災警報を発令し、発令中の火の使用を制限することで、火災予防の実効性を高めるものとなります。

なお、当消防本部管内における指定区域につきましては、久留米市、うきは市、及び小郡市の森林で、森林法第5条に規定する都道府県知事が作成する地域森林計画の対象区域が該当いたします。

林野火災の発生原因の大半は、焚き火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、注意報の発令は警報発令に至らない段階でも、管内住民に対して火を使わない判断を早期に促すことが可能となります。

また、注意報の発令により火災予防啓発の機会も増え、地域住民の理解が進むことで、林野火災の発生リスクを軽減できる効果が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○6番（藤林詠子君）議長。

○議長（石井秀夫君）6番、藤林議員。

○6番（藤林詠子君）効果については、警報の前に注意報を出すことで発生リスクを軽減するという期待ができます。

注意報を出しても、それがどんなふうに応報されて住民に伝わるかによって効果が変わってくるのだらうと思います。

あるいは、発令解除の周知方法は、この広域市町村圏事務組合のなかでも、久留米、うきは、そして小郡の一部ということで、すべての住民の居住区域ではないことから、周知や応報がなかなか難しいのではないかなと思うのですが、どのように周知方法を工夫されるのかお尋ねいたします。

○予防課長（丸山晋作君）議長。

○議長（石井秀夫君）丸山予防課長。

○予防課長（丸山晋作君）藤林議員の2回目の質問にお答えいたします。

林野火災注意報、警報の運用開始にかかる応報につきましては、久留米広域消防本部のホームページ、SNS及び管内全戸配布の「消防だより」を活用した応報を行います。

また、関係市への協力依頼による各応報誌、ホームページ及びSNSへの掲載や、ポスター掲示、チラシ配布等も計画しております。

その他の応報手段といたしましては、今回の注意報、警報の発令は火の使用制限の対象が森林区域に限定されておりますので、林業従事者や入山者向けに応報ターゲットを絞り、森林組合やキャンプ施設において説明を実施いたします。

林野火災注意報、警報の発令、解除時につきましては、消防本部と関係市で連携を密にし、ホームページやSNS、防災行政無線を活用した周知を計画しております。

なお、警報発令時の際には、これらに加えて、消防車両による警戒巡視とアナ

ウンス広報を実施いたします。

今後、取組を進めていくうえで、林野火災注意報、警報の発令の際には、降雨がなく空気が乾燥するなど、林野火災のリスクが高まっている段階で、住民の皆様に「今日は屋外で火を使うべきではない」と判断できる情報を事前に提供することが重要となります。従いまして、年間を通して各種広報手段を活用しながら、制度の定着化に取り組むよう計画をしています。

以上でございます。

○議長（石井秀夫君）よろしいですか。

○6番（藤林詠子君）はい。

○議長（石井秀夫君）他に質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○6番（藤林詠子君）議長。

○議長（石井秀夫君）6番、藤林議員。

○6番（藤林詠子君）警報の前に注意報を出すようにして、啓発していくこと、注意を促すこと、とってもいい、改正だと思います。

もちろん入山する林業従事者とか、よく入山される方たちは注意をされると思うのですが、たまに行く方などにも注意が行き渡るように、広域事務組合からの、広報だけではなくて、構成市町のそれぞれの周知方法をもって、広報に努めていただくように、一部事務組合のほうからもお願いをしていただきたいと思います。要望して賛成いたします。

以上です。

○議長（石井秀夫君）はい、他に討論はございませんか。

（『ありません』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第3号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありますか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6	第4号議案
◎ 日程第7	第5号議案
◎ 日程第8	第6号議案
◎ 日程第9	第7号議案
◎ 日程第10	第8号議案
◎ 日程第11	第9号議案
◎ 日程第12	第10号議案
◎ 日程第13	第11号議案

○議長（石井秀夫君）次に、日程第6、第4号議案「久留米広域市町村圏事務組合の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例」から、日程第13、第11号議案「久留米広域市町村圏事務組合事務局設置条例を廃止する条例」までの8件は、いずれも組合の共同処理する事務の変更に伴う条例の関連議案でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第4号議案から第11号議案までの提案理由につきまして、一括して説明をさせていただきます。

まず、第4号議案「久留米広域市町村圏事務組合の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例」についてですが、組合の名称の変更に伴い、既存の条例中「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に一括して改め、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、第5号議案「久留米広域市町村圏事務組合行政手続条例の一部を改正する条例」でございます。組合において共同処理する久留米広域小児救急医療センターの支援に関する事務を廃止することに伴い、行政処分の適用除外について整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、第6号議案「久留米広域市町村圏事務組合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」ですが、これは組合において共同処理する久留米広域小児救急医療センターの支援に関する事務を廃止することに伴い、附属機関を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、第7号議案「久留米広域市町村圏事務組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」ですが、特別職非常勤職員の費用弁償の支給額について、用語の整理を行うため条例の一部を改正するものであります。

次に、第8号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例」ですが、旅費の支給等について用語の整理を行うため条例の一部を改正するものであります。

次に、第9号議案「久留米広域市町村圏事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」ですが、議員報酬及び費用弁償の支給方法について用語の整理を行うため条例の一部を改正するものであります。

次に、第10号議案「久留米広域市町村圏事務組合特別会計設置条例を廃止する条例」ですが、組合において共同処理する久留米広域小児救急医療センター支援に関する事務を廃止することに伴い、本組合の会計を整理するため条例の廃止をするものであります。

次に、第11号議案「久留米広域市町村圏事務組合事務局設置条例を廃止する条例」ですが、組合において共同処理する事務の変更に伴い、組合事務局を廃止するため、条例を廃止するものであります。

以上、一括して説明を申し上げましたが、ご理解の上、ご賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第4号議案から第11号議案までの8件を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第4議案から第11号議案までの8件は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 第12号議案

○議長（石井秀夫君）次に、日程第14、第12号議案「令和8年度久留米広域消防組一般会計予算」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第12号議案「令和8年度久留米広域消防組一般会計予算」について提案理由を説明申し上げます。

先ほどの第10号議案で議決いただきましたことにより、組合の特別会計は廃止をされ、令和8年度は、一般会計のみの予算となります。

歳入歳出予算の総額は、前年度一般会計、小児救急医療支援事業特別会計及び広域消防特別会計の合計額と比較いたしまして42パーセント減の63億9,800万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきまして、詳細につきましては、担当者に説明をさせます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

○議長（石井秀夫君）それでは担当者からの説明を求めます。

○総務担当次長（青井浩君）議長。

○議長（石井秀夫君）青井総務担当次長。

○総務担当次長（青井浩君）消防本部総務担当次長の青井でございます。

令和8年度一般会計予算、総額63億9,800万円の詳細について、ご説明させていただきます。予算に関する説明書の11ページをお願いいたします。

まず、「歳入予算」でございます。

1款「分担金及び負担金」のうち、1項1目「市町負担金」51億8,293

万9千円は、当消防本部を構成する4市2町からの負担金でございます。

このうち、2節「経常経費負担金」47億5,211万9千円は、人件費や物件費などの経常的経費にかかるもの、3節「特別負担金」4億1,882万円は、退職手当や投資的経費など、特定の経費にかかるものでございます。

2目「指令事務負担金」1億326万8千円は、筑後地域消防指令センターの運営費等を県南6消防本部から収入するものでございます。

12ページをお願いします。

2款「使用料及び手数料」のうち、1項1目「消防使用料」は、自動販売機などの行政財産使用料、2項2目「消防手数料」は、危険物許認可・検査手数料などでございます。

2ページ飛びまして、15ページをお願いします。

5款「財産収入」のうち、1項「財産運用収入」は広域消防財政調整基金利子、2項「財産売却収入」は、廃棄車両3台分の売却収入でございます。

16ページをお願いします。

6款「繰入金」は、財源調整のため財政調整基金から5,000万円を計上しております。

17ページ、7款「繰越金」は、5,000万円を計上しております。

18ページをお願いします。

8款「諸収入」のうち、2項1目「雑入」684万1千円は防火管理者講習会受講料などでございます。

19ページ、9款「組合債」9億9,520万円は、消防車両や消防庁舎等の整備にかかる財源として起債するものでございます。

続きまして歳出予算でございます。

20ページをお願いします。

1款1項1目「議会費」195万円は、議会運営にかかる経費で、18名分の議員報酬が主なものでございます。

21ページ、2款「総務費」は組合運営にかかる経常的経費でございまして、1項1目「一般管理費」525万円は、正副組合長6名分の給料や例規集保守等委託料が主なものでございます。2項1目「文書広報費」500万円は、広報誌の印刷、ホームページの維持管理等にかかる経費が主なものでございます。

22ページをお願いします。3項1目「公平委員会費」及び4項1目「監査委員費」は、それぞれ委員報酬でございます。

23ページからが、3款「消防費」でございます。1項1目「常備消防費」は、消防本部及び消防署所の事務や活動に要する経費でございまして、46億4,061万8千円を計上しております。内訳の主なものとしまして、2節「給料から4節「共済費」は、消防職員450名分の人件費が主なものでございます。

8節「旅費」1,506万9千円は、県消防学校及び消防大学校への入校旅費が主なものでございます。

10節「需用費」1億8,146万6千円は、消防、救急、救助活動等に使用する消耗品費のほか、消防車両等の燃料費、消防署所の光熱水費、車両や庁舎設備

等の修繕料が主なものでございます。

11節「役務費」3,589万8千円は、電話や指令回線等にかかる通信運搬費や、救急業務にかかる医師の指示手数料などが主なものでございます。

12節「委託料」1億1,158万7千円は、庁舎清掃や庁舎設備等の保守、職員の健康診断などにかかるものが主なものでございます。

13節「使用料及び賃借料」2,470万5千円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等の事務用機器借り上げ料が主なものでございます。

24ページをお願いします。17節「備品購入費」1,167万2千円は、災害現場で使用する資機材の購入費が主なものでございます。

18節「負担金・補助及び交付金」1億7,458万1千円は、退職手当組合への負担金1億4,356万5千円のほか、県消防学校及び消防大学校への入校負担金などでございます。

1ページ飛びまして、26ページをお願いします。

2目「消防施設費」は、消防庁舎や消防車両等の整備に要する経費でございます。内訳の主なものとしまして、11億8,003万8千円を計上しております。内訳の主なものとしまして、10節「需用費」4,300万円は、40メートルはしご車の分解整備にかかる修繕料でございます。

12節「委託料」1億4,242万9千円は、三井消防署建設工事の監理業務、浮羽出張所移転新築にかかる設計、地質調査委託料が主なものでございます。

14節「工事請負費」6億3,254万9千円は、三井消防署新庁舎建設工事が主なものでございます。

16節「公有財産購入費」3,300万円は、浮羽出張所の移転用地購入費でございます。

17節「備品購入費」3億2,226万円は、水槽付き消防ポンプ自動車2台、高規格救急自動車3台及び指揮車1台の購入費が主なものでございます。

次に、3目「消防指令センター費」は、筑後地域消防指令センターの運営にかかる経常的経費や、更新整備に要する経費でございます。1億6,145万7千円を計上しております。

内訳の主なものとしまして、10節「需用費」2,121万3千円は、指令センター庁舎や無線中継局の光熱水費が主なものでございます。

11節「役務費」2,483万1千円は、通信指令にかかる専用回線などの通信運搬費が主なものでございます。

12節「委託料」1億1,078万5千円は、指令システム等の保守費用などでございます。

ページ飛びまして、29ページをお願いします。

4款「公債費」につきましては、庁舎、車両、指令システム等の施設整備にかかる財源として発行しました組合債の元利償還金3億7,338万7千円でございます。

30ページをお願いします。5款「予備費」は3,000万円を計上しております。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（井上勝彦議員が手を挙げる）

○議長（石井秀夫君）10番、井上議員。

○10番（井上勝彦君）はい、小郡市議会の井上です。

ちょっと分からないので教えてください。

21ページの一般管理費の例規集保守等委託料300万円は、例規集って、この例規集だけですか。他に何か保守で伴うようなものがあるのかどうか、教えてください。

○総務担当次長（青井浩君）議長。

○議長（石井秀夫君）青井総務担当次長。

○総務担当次長（青井浩君）例規集は、電算化している部分がありまして、ホームページ等でも公開しておりますけれども、その保守になります。以上です。

○議長（石井秀夫君）井上議員。

○10番（井上勝彦君）年間どれくらい保守だから、変わらなくてもこれが固定費という考え方でいいのですか。そのつど使うお金ということでしょうか。

○議長（石井秀夫君）青井総務担当次長。

○総務担当次長（青井浩君）お答えします。

一定、年間何回くらい保守をしてもらうという前提での契約になっていますので、そこまでいなくてもその額を払うという感じになるかと思います。

○議長（石井秀夫君）井上議員。

○10番（井上勝彦君）ちなみに何回くらい保守しているか、分かりますか。

○議長（石井秀夫君）青井総務担当次長。

○総務担当次長（青井浩君）いま、そのデータを持ってきてないのですけども、後でいいでしょうか。

○10番（井上勝彦君）大体でいいのですけど、1回とか10回とか100回とか。

○総務担当次長（青井浩君）定期的に一応、8月と2月の2回は、必ず修正をするところになっております。以上です。

○議長（石井秀夫君）よろしいですか。

○10番（井上勝彦君）はい。

○議長（石井秀夫君）他に質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第12号議案を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 第13号議案

○議長(石井秀夫君) 日程第15、第13号議案「筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第13号議案「筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について」の提案理由を説明申し上げます。

本件は、令和8年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合が名称変更することに伴い、筑後地域消防通信指令事務協議会規約の一部を変更する必要があるため、関係地方公共団体と協議をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

何卒ご理解の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石井秀夫君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第13号議案を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 第14号議案

○議長(石井秀夫君) 次に、日程第16、第14号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第14号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、提案理由を説明申し上げます。

本件は、令和8年3月31日を限り、久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から、久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第14号議案を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任されることに決定をいたしました。

◎ 閉 会

以上で、本議会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

よって、令和8年第1回久留米広域市町村圏事務組合同議会定例会を閉会させていただきます。みなさま、お疲れ様でした。

＝午後4時29分閉会＝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員